

～都民の皆様へ～ 10月1日からたばこ税が引き上げられました。

平成22年10月1日(金)から、たばこ税が以下のとおり引き上げられました。

<税率表(旧3級品※以外)>

区 分		1,000本あたりの税率			1本あたりの 引上げ額
		10月1日 以降	9月30日 まで	引上げ額	
地方税	都たばこ税	1,504円	1,074円	430円	0.43円
	区市町村たばこ税	4,618円	3,298円	1,320円	1.32円
国 税	国たばこ税	5,302円	3,552円	1,750円	1.75円
	たばこ特別税	820円	820円	—	—
合 計		12,244円	8,744円	3,500円	3.50円

※旧3級品とは、わかば、エコー、ゴールデンバット、ウルマ、バイオレット、しんせいの6品目をいいます。

～たばこ小売販売業者の皆様へ～ 10月1日からたばこ税手持品課税の申告・納付が開始されました。

- 平成22年10月1日(金)午前0時現在、販売を目的として2万本以上たばこを所持する場合に、手持品課税が実施されます。
- 対象となる小売販売業者の方は、8月に郵送いたしました「申告の手引」を参考に、同封の申告書・納付書により、申告・納付をよろしくお願いいたします。

<申告・納付期限等>

申 告	申 告 期 限	平成22年11月1日(月)
	申告書提出先	原則、税務署への提出となりますが、都税事務所・都税支所・支庁又は区市町村でも受け付けます。
納 付	納 付 期 限	平成23年3月31日(木)
	納 付 場 所	金融機関*・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口

※一部都税の取扱いをしていない金融機関があります。

○「[申告の手引](#)」は[こちら](#)

○「[都たばこ税手持品課税 納付Q&A](#)」は[こちら](#)

【問い合わせ先】

○申告に関する内容 [所管の税務署](#)

○都たばこ税の納付に関する内容 東京都港都税事務所 徴収課 徴収管理係
電話 03-5549-3800(代表)